



国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が128万円以下の方に限ります）
- 必要書類等・・・年金手帳、学生証のコピー（または在学証明書）

■手続きをせず、保険料を未納にしておく…

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができないなど、年金請求の際に不利益になってしまいますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

■令和4年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和5年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校に在学中の方は、ハガキに必要事項を記入・返送することで令和5年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合、又は令和5年度は学生納付特例制度を利用せずに保険料の支払いを希望される場合は、お近くの年金事務所に問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細は次の連絡先まで問合せ願います。

問合せ	小樽年金事務所 国民年金課	☎0134-23-4236
	福祉課 福祉グループ	☎21-2120



マイナンバーカードについてのお知らせ

【マイナンバーカード窓口の開庁時間延長（予約制）について】

お仕事・学校等で、平日の開庁時間内にマイナンバーカード受取ができない方のために、平日の午後5時15分から午後7時まで窓口の開庁時間を延長しています。

●業務内容 マイナンバーカード申請書の発行、マイナンバーカードの受取、マイナポイント付与
○ご持参いただくもの

- ・申請書発行の場合 ご本人確認書類（免許証、保険証等）
- ・カード受取の場合 通知書（ハガキ）、本人確認書類（免許証、パスポート等が無い方は、保険証、学生証など氏名が記載されているものを2つご用意ください）
- ・ポイント付与の場合 マイナンバーカード、ご本人名義の通帳、ポイントを付与するカード（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

※来庁される前日の午後5時15分までにお電話にてご予約をお願いします。

※土日・祝日及び、5月1日（月）・2日（火）は実施しません。

【マイナンバーカード業務停止のお知らせ】

令和5年4月29日（土）～5月7日（日）の期間中、マイナンバーカードのシステムが停止するため、次の業務は行えません。ご了承ください。

- ・マイナンバーカード申請書の発行
- ・マイナンバーカードの受取
- ・マイナンバーカードの更新

問合せ	福祉課 戸籍住民グループ	☎21-2120
-----	--------------	----------

余市町の空間放射線量率	2月18日～3月22日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。 （最高値：4.2nGy/h、最低値：2.2nGy/h、平均値：2.9nGy/h）※平常時は10～60nGy/h程度
-------------	---